

甲府市上下水道局地図情報管理 システム運用保守業務仕様書

令和7年12月
甲府市上下水道局

目次

1	総則	1
1.1	業務名	1
1.2	目的	1
1.3	業務概要	1
1.4	遵守事項	1
1.5	履行期間	1
1.6	支払い方法	1
2	業務内容	1
2.1	地図情報管理システム基本運用保守	1
2.2	地図情報管理システムデータ管理	2
2.3	完了報告	2
3	その他	2
3.1	業務上知り得た情報の取り扱い	2
3.2	個人情報の保護	2
3.3	疑義等	2

1 総則

1.1 業務名

甲府市上下水道局地図情報管理システム運用保守業務

1.2 目的

本業務は、委託者における上水道、並びに下水道施設の維持管理の高度化、効率化、迅速化を図り、多種多様な上下水道行政の質的向上を目指して上下水道事業で利用されている地図情報管理システムのソフトウェア、データベースについて、適切な保守管理を実施し円滑な運用を図るものである。

1.3 業務概要

本業務は、地図情報管理システムにおけるソフトウェア、データベース、バックアップデータを対象にメンテナンス及び保守管理を行うものである。

1.4 遵守事項

本業務の実施にあたっては、業務委託契約書及び本仕様書によるほか、次に掲げる関係法令及び施行規則等により実施するものとする。

- (1) 水道法、水道法施行令及び水道法施行規則
- (2) 下水道法、下水道法施行令及び下水道法施行規則
- (3) 地方公営企業法、地方公営企業法施行令及び地方公営企業法施行規則
- (4) 下水道台帳管理システム標準仕様（案）・導入の手引き Ver. 5
- (5) その他の関係法令、規程、規則等
- (6) 甲府市情報安全対策指針（情報セキュリティポリシー）

1.5 履行期間

本業務の履行期間は令和10年4月1日から令和11年3月31日までとする。

1.6 支払い方法

本業務における支払いは、履行期間満了後に一括で支払うものとする。

2 業務内容

2.1 地図情報管理システム基本運用保守

地図情報管理システムについて以下の事項を行うものとする。

- (1) 受託者は、契約締結後速やかに委託者との協議、調整のうえプロジェクト計画を決定し、本業務の作業を開始すること。
- (2) 本ソフトウェアの不具合に起因するプログラムの調査、修正及びそれに伴うプログラムの修正、動作確認すること。
- (3) 本ソフトウェアのバージョンアップに伴うプログラムの更新、動作確認すること。

- (4) 本ソフトウェアの内容変更に伴うマニュアルの提供をすること。
- (5) 本ソフトウェアの操作方法、拡張要望に関する電話、ファックス、メール、直接指導等による問い合わせ対応をすること。
- (6) システムファイルの内容に関する電話、ファックス、メール等の通信手段による問い合わせ対応をすること。

2.2 地図情報管理システムデータ管理

委託者において作成された上下水道施設データ及び地形データについて以下の事項を行うものとする。

- (1) 委託者が指示した上下水道施設データ及び地形データと同一のバックアップデータを記録し、委託者並びに受託者の双方で保管すること（年4回程度）。
- (2) データを運搬する際には暗号化やパスワード設定、鍵付きケースへの格納等の処理等、情報漏洩への対策について委託者の合意のうえ実施すること。
- (3) 受託者環境でのデータの管理についても同様に、情報漏洩への対策について委託者の合意のうえ実施すること。
- (4) データを記録している電磁的記録媒体を廃棄する際は、委託者の合意のうえ復元できない処理を施すとともに、行った処理について日時、担当者及び処理内容を委託者に報告すること。
- (5) 情報セキュリティインシデントが発生した場合、住民に対して適正な説明を行うため、当該情報セキュリティインシデントの公表を必要に応じて行うこと。

2.3 完了報告

本業務の実施における作業報告は、委託者指定の様式により書面にて行い、作業実施後、速やかに委託者に提出し確認を受けるものとする。また、委託期間終了時には、これをファイルに綴り作業報告書として提出するものとする。

3 その他

3.1 業務上知り得た情報の取り扱い

受託者は、本業務によって知り得た情報等について、その一切を他に漏らしてはならない。

3.2 個人情報の保護

受託者は、本業務によって知り得た個人情報の取り扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

3.3 疑義等

本仕様書に定めのない事項又は疑義のある事項については、委託者と受託者が誠意をもって協議し、その対応について決定するものとする。

以上